

める。

オ 暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に、迅速かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、再犯防止のため、講習内容の充実を図る。

カ 暴走行為を助長するような車両の改造及び不法無線機の使用を防止するよう、また、車両の部品等が不法改造に使用されることのないよう、関係団体に対する指導を強化する。

## 6 緊急時における救急体制の整備

### (1) 救急救助業務体制の整備

事故による被害者を迅速に救急救助するため、次により救急救助業務体制の整備を図る。

#### ア 救急業務実施市町村数の拡大

救急業務を実施していない町村については、広域市町村圏の振興整備と併せて、広域的共同処理方式を推進する。また、これにより難い町村については、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく隣接市町村からの応援、消防法（昭和23年法律第

186号)に基づく他市町村に対する知事の要請による救急業務の実施等の方式により補完する。

イ 高速道路における救急業務体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理すべきものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的な人命救護を行うこととする。

このため、同公団及び市町村は、相互の連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進するものとする。

ウ 救急隊員の教育訓練

多様化する救急需要に対応するとともに、救急隊員の資格に係る基準を満たすよう、都道府県及び市町村は、救急隊員の教育訓練を強力に推進する。

エ 救急業務施設の整備

救急自動車、救急指令装置等の改良及び整備を進めるとともに、救急医療機関、道路網等の環境整備

を図り、救急医療機関に収容するまでに要する時間の短縮等を目指し、救急業務の円滑な運用を期する。

#### オ 救助業務の充実

交通事故を始めとする救助業務の増大に対処するため、市町村における救助業務体制の整備を図るとともに、関係機関との連絡を密にし、救助業務の円滑な運用を期する。

### (2) 救急医療の整備

#### ア 救急医療施設の整備

救急医療体制の基盤を構成する初期救急医療体制を整備拡充するため、休日夜間急患センターの設置促進及び在宅当番医制の普及定着化を図るほか、初期の体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、おおむね広域市町村圏単位に救急医療圏を設定し、地域内の医療施設の実情に応じた方式（病院群の輪番制、共同利用型病院等）で第2次救急医療体制の整備を図る。

また、第3次救急医療体制については、重症の救急患者を受け入れるため、高度の診療機能を有する

24時間診療体制の救命救急センターの整備を図る。

更に、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運営されるよう調整を行う救急医療情報センターの設置を推進する。

イ 脳神経外科、麻酔科及び小児科領域の医師の養成等救急医療センター等に勤務する医師を対象とする脳神経外科、麻酔科及び小児科領域の専門研修を実施し、専門医の養成を行うほか、救急告示施設の医師を対象に研修を実施し、資質の向上を図り、救急医療従事者の確保を図る。

また、大学における脳神経外科に関する教育の充実及び研究の促進を図る。

## 7 損害賠償の適正化

### (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対